

令和5年度 第2回 廿日市市協働によるまちづくり審議会 次第

日時：令和6年3月15日（金）18時30分～20時
場所：廿日市市役所 7階会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

協働によるまちづくり基本条例の検証について（資料1・2）

4 その他

5 地域振興部長あいさつ

6 閉会

<事前配付資料>

- ◎ 会議次第
- ◎ 協働によるまちづくり基本条例の検証の進め方
- ◎ 廿日市市協働によるまちづくり基本条例検証シート
- ◎ 総務省「令和3年度情報通信白書」（抜粋）

<当日配付資料>

- ◎ 会議次第【差換え】
- ◎ 協働によるまちづくり基本条例の改廃の検証スケジュール
（当日配付資料No.1）
- ◎ 協働によるまちづくり基本条例の検証の視点【差換え】
- ◎ 第1回協働によるまちづくり審議会において（当日配付資料No.2）

廿日市市協働によるまちづくり基本条例の改廃の検証スケジュール

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
● 4月 まちづくり 活動団体等 アンケート 実施	● 1月 まちづくり 市民アン ケート実施	● 7月 【審議会】 条例の改廃 について (諮問) ● 9月 協働による まちづくり に関する職 員アンケー ● 3月 【審議会】 条例の検証 (第1回)	● 8月 条例の検証 についての 意見照会 ● 3月 【審議会】 条例の検証 (第2回) <u>今回</u>	● 5月 【審議会】 条例の改廃 について (答申)

協働によるまちづくり基本条例の検証の視点

(資料1-2)

◎ 検証の視点 (令和6年3月第2回審議会において)

(資料2)の基本条例検証シートが一番右の欄の「検証箇所」に、事務局案を掲載していますので、各条文の妥当性について検証をお願いしたい。

● 個人に関する事項への対応

《考えられる事項》

価値観の多様化、ライフスタイルの変化、ウェルビーイング志向の高まり、コストパフォーマンスを意識した消費スタイル、健康志向 など

● 現在の社会状況への対応

《考えられる事項》

人口減少、少子・超高齢化、外国人住民の増加、SDGs、新型コロナウイルス感染症、情報化(ICT、DXの推進)、定年延長、働き方改革、都市・地方問題 など

※ 言葉の参考資料として「令和3年版情報通信白書(総務省)」(抜粋)を添付しています。

● 市の施策

《具体的な施策》

廿日市市第6次総合計画後期基本計画、第3期廿日市市協働によるまちづくり推進計画 など

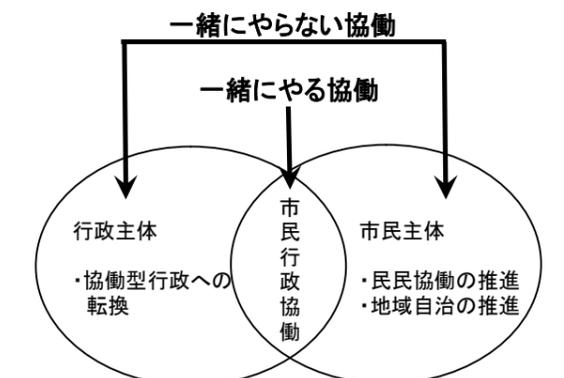
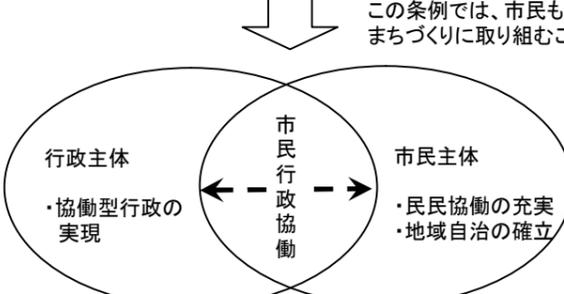
◎ 《参考》条例の構成

前文	
第1章 総則	第1条 目的
	第2条 定義
第2章 協働によるまちづくりの基本原則等	第3条 基本原則
	第4条 市民の役割
	第5条 市の責務
第3章 協働によるまちづくり推進計画	第6条 協働によるまちづくり推進計画
第4章 協働によるまちづくりを推進する仕組み	第1節 特性を生かしたまちづくり
	第7条 地区、地域及び市域におけるまちづくり
	第8条 円卓会議
	第2節 情報発信による信頼関係づくり
	第9条 情報の発信及び共有
	第3節 人づくり
	第10条 まちづくりに関わる人材の育成
	第11条 子ども、若者等の育成
	第12条 まちづくりリーダーの育成
	第13条 人材を見いだす活動
	第14条 市の職員の育成
	第4節 評価及び支援
	第15条 活動の評価
第16条 市による評価及び支援	
第5章 実効性の確保	第17条 協働によるまちづくり審議会
	第18条 組織
	第19条 実施状況の検証
	第20条 条例の見直し
第6章 雑則	第21条 委任
	附則

区分	条 文	解 説	検証・調査結果	検証箇所
前文	<p>私たちが暮らす廿日市市は、海から山に至る豊かな自然、歴史、伝統、文化、産業に恵まれた素晴らしいまちです。</p> <p>平成の合併により、五つの市町村が一つのまちになったことで、これまで培われてきた地域特性を生かしながら、一つの家族のようなつながりを築く機会を得ることができました。</p> <p>私たちが、これからもこのまちで安心して安全に暮らすためには、和みがあってあたたかい笑顔のつながりが欠かせません。また、まちの元気を未来につなげるために、子どもや若者などとともに、市民主体のまちづくりをより一層進めていくことが必要です。</p> <p>新しいつながり、より深いつながりを育み、市民同士、市民と行政が一体となって「はつかいちが好き！」と言えるまちづくりを進めるため、この条例を定めます。</p>		<p>【考えられる個人の事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 価値観の多様化 ➡ まちづくりを進めていくためには、価値観の違う多様な主体が、協力・理解し合いつながることが大事。 	<p>前文</p> <p>➡ 特に見直す必要はない。</p>
第1章（総則）	<p>（目的）</p> <p>この条例は、廿日市市における協働によるまちづくりに関し、基本的な事項を定めることにより、地域自治を推進し、つながりを大切にした暮らしやすい豊かな地域社会を実現することを目的とします。</p>	<p>趣 旨</p> <p>第1条では、この条例の目的について規定しています。</p> <p>説 明</p> <p>この条例は、市民主体のまちづくりを協働により進めていくための基本的なルールを定めています。</p> <p>現代社会の変化（少子高齢化や人口の減少など）に対応し、暮らしやすい地域社会を維持するためには、まちづくりに多くの人がかかわり、互いにつながりながら力を発揮することが大切だと考えています。廿日市市には、優れた知識や技能を持つ市民がたくさん暮らしています。その力を持ち寄って自分たちの暮らすまちの身近な生活課題を市民自らが発見し、市民自らが解決に向けて取り組む「地域自治」を進め、それぞれの実情に応じた取り組みを行うことで、まちの暮らしが良くなり、市民の生きがいや満足感にもつながると考えています。</p> <p>この条例を市民と市が共有し、ともにまちづくりに取り組むことで「つながりを大切にした暮らしやすい豊かな地域社会の実現」をめざします。「はつかいちが好き!」「住み続けたい」「住んでみたい」と思ってもらえるまちづくり、次代（次の時代、次の世代）に引き継ぎたいと考えています。</p>	<p>【考えられる個人の事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ウェルビーイング志向 ➡ まちづくりを進めていくためには、1人ひとりが幸せで、豊かな生活を送ることが大事。 <p>【考えられる社会状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人口減少 ・ 少子・超高齢化 ➡ 現代社会が目まぐるしく変化している中、暮らしやすい豊かな地域社会を実現するためには、多くの人とつながり、市民自らが地域課題の解決に向けた「地域自治」を進めていくことが大切。 	<p>第1条</p> <p>➡ 「個人の幸せ」について言及する必要があるか。</p>

廿日市市協働によるまちづくり基本条例検証シート（市の施策、個人に関する事項への対応、現在の社会状況への対応）

区分	条 文	解 説	検証・調査結果	検証箇所
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第1章（総則）</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第2条</p>	<p>（定義） この条例における用語の意味は、次のとおりとします。</p> <p>(1) まちづくり 廿日市市に存する課題の解決を図り、暮らしやすい豊かな地域社会をつくるために行われる公共の利益を増進させる取組をいいます。</p> <p>(2) 市民 次に掲げるものをいいます。 ア 市内に住所を有する個人 イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び団体 ウ 市内の事務所又は事業所に勤務する個人 エ 市内の学校に在学する個人 オ 市内においてまちづくりに取り組む個人及び団体</p> <p>(3) まちづくり活動団体 地縁又は共通の関心に基づくつながりによりまちづくりに取り組む団体をいいます。</p> <p>(4) 市 廿日市市の執行機関をいいます。</p> <p>(5) 協働 市民、まちづくり活動団体及び市が相互に理解し、信頼するとともに、自主性を尊重して共通する目的に対し協力することをいいます。</p> <p>(6) 市域 廿日市市の区域をいいます。</p> <p>(7) 地域 市域において、平成15年合併前における旧市町村及び平成17年合併前における旧町の区域をいいます。</p> <p>(8) 地区 おおむね小学校区（大野地域においては、区）を単位とする区域をいいます。</p>	<p>趣旨</p> <p>第2条では、この条例で使用する用語の意味について規定しています。</p> <p>説明</p> <p>(1) この条例では、みんなが暮らしやすい豊かな地域社会をつくるために行われる取組を「まちづくり」としています。まちづくりは、公共性、公益性を持つことが重要であり、その活動に取り組んでいる一部の人のみならず、廿日市市に住む人にとって、広くみんなが暮らしやすいまちになることが、求められています。 暮らしやすいという言葉には、住みやすいだけでなく、働きやすい・学びやすいなども含めています。</p> <p>(2) この条例では、市内に住所がある人のみでなく、市内で働く人、学ぶ人、まちづくり活動をする人や団体も含めて「市民」としています。 廿日市市のまちづくり、とりわけ世界文化遺産を擁する宮島や人口減少の著しい地区においては、地域課題の解決にすでに数多くの市外の人たちが関わっている実態があり、今後も多くの人とともに取り組んでいきたいと考えています。 こうした背景から、市民について、住民を基本に幅広くとらえています。</p> <p>(3) 廿日市市には、地縁に基づくつながりによりまちづくりに取り組む団体として、町内会・自治会・組、コミュニティ推進団体・区などがあります。また、共通の関心に基づくつながりによりまちづくりに取り組む団体には、福祉・文化・スポーツ・環境・地域安全・青少年育成などをテーマに活動する団体があります。 この条例では、こうした団体を「まちづくり活動団体」としています。</p> <p>(4) この条例では、一般に行政といわれる機関を「市」としています。 市長、地方自治法第180条の5に列記されている機関（教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会）に加え、独立した権限を持つ水道事業管理者及び消防長を含みます。</p>	<p>【考えられる個人の事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 価値観の多様化 ➡ まちづくりを進めていくためには、価値観の違う多様な主体が、協力・理解し合いつながることが大事。（再掲） <p>【考えられる社会状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人口減少 少子・超高齢化 定年延長 ➡ まちづくり活動を行う上で、「活動の担い手が不足」「後継者が育たない又はいない」「新しい会員が増えない」や、「活動についての意識が薄い」などの課題がある。 <p><委員さんからの意見></p> <ul style="list-style-type: none"> 「協働によるまちづくり」に関心があり、関わる多様な人材（市外の個人、団体など）も「まちづくりの担い手」と言えるので、（3）まちづくり活動団体に含まれるのではないかと思う。 	<p>第5号</p> <p>➡ 協働する相手に市外の個人を加える必要はあるか。</p> <p><委員さんからの意見></p> <ul style="list-style-type: none"> まちづくりに関わろうとする人がたとえ市外の在住であっても、廿日市市のための活動を行う人であれば、市民と同じく主体として考えてもいいと思う。

区分	条 文	解 説	検証・調査結果	検証箇所												
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第1章（総則）</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第 2 条</p>		<p>(5) 地域課題の解決を図り、暮らしやすい豊かな地域社会をつくるために、まちづくりにかかわる人たちが連携し、協力し合う取り組みの手法を「協働」といいます。</p> <p>この条例では、市民と行政や市民同士が連携・協力して活動することだけでなく、市民が主体的に行うまちづくり活動に対して行政が支援を行うこと（例：活動補助金、交付金）や、行政の主体性のもとに市民が参加して活動すること（例：計画策定への市民参画）も協働の概念に含めてとらえています。</p> <p style="text-align: center;">〔この条例における協働の考え方〕</p> <div style="text-align: center;"> <p>一緒にやらない協働</p>  <p>一緒にやる協働</p>  </div> <p style="text-align: center;">この条例では、市民も行政も歩み寄ってまちづくりに取り組むことを目標としています。</p> <p style="text-align: center;">市民や行政のみんながまちづくりにかかると、まちづくりは広がり、充実します。</p> <p style="text-align: center;">出典：自治基本条例のつくり方（松下啓一著）から、一部引用</p> <p>(6)～(8) この条例では「市域」「地域」「地区」という単語を、区域の単位を表現するために使っています。</p> <p>「市域」は、廿日市市の全域で、「地域」は、平成の合併前の市町村である5区域、「地区」は、コミュニティ推進団体、区などが活動している28区域です。なお、吉和と宮島においては地域と地区が同じです。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>地域名</th> <th>地 区 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廿日市</td> <td>佐方、廿日市、平良、原、串戸、宮内、地御前、阿品、阿品台、宮園、四季が丘</td> </tr> <tr> <td>佐 伯</td> <td>浅原、玖島、友和、津田・四和</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">吉 和</td> </tr> <tr> <td>大 野</td> <td>大野第1区～大野第11区</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">宮 島</td> </tr> </tbody> </table> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; margin-left: 10px;">〔地域と地区一覧表〕 H24年3月現在</p>	地域名	地 区 名	廿日市	佐方、廿日市、平良、原、串戸、宮内、地御前、阿品、阿品台、宮園、四季が丘	佐 伯	浅原、玖島、友和、津田・四和		吉 和	大 野	大野第1区～大野第11区		宮 島		
地域名	地 区 名															
廿日市	佐方、廿日市、平良、原、串戸、宮内、地御前、阿品、阿品台、宮園、四季が丘															
佐 伯	浅原、玖島、友和、津田・四和															
	吉 和															
大 野	大野第1区～大野第11区															
	宮 島															

廿日市市協働によるまちづくり基本条例検証シート（市の施策、個人に関する事項への対応、現在の社会状況への対応）

区分	条 文	解 説	検証・調査結果	検証箇所
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第2章（協働によるまちづくりの基本原則等）</p> <p style="text-align: center;">第3条</p>	<p>（基本原則） 協働によるまちづくりの基本原則は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 誰でもまちづくりに取り組むことができます。</p> <p>(2) 互いの自主性を尊重しながら取り組みます。</p> <p>(3) 互いの自立性を尊重し、対等な関係で取り組みます。</p> <p>(4) それぞれの地域性を大切にして取り組みます。</p> <p>(5) 情報の共有を図りながら取り組みます。</p> <p>(6) 互いに信頼関係を築いて取り組みます。</p> <p>(7) 次代につながる人づくりをしながら取り組みます。</p>	<p>趣 旨 第3条では、協働によるまちづくりを進める上で大切にすべき基本的な考え方について規定しています。</p> <p>説 明 この条で定めている基本原則は、この条例のもとにまちづくりにかかわるすべての関係者が大切にすべき原則です。 これらを大切にしながら協働によるまちづくりを進めるための具体的な仕組みを、第4章（第7条から第16条まで）に示しています。</p>	<p>【市の施策】 ➡ 廿日市市第6次総合計画後期基本計画には、推進計画と連携しながら、的確な行政経営を進めていく、とあることから、この条で定めている基本原則を大切にしながら、「協働による持続可能なまちづくり」を進めている。</p>	<p>第3条 ➡ 特に見直す必要はない。</p>
	<p>（市民の役割）</p> <p>1 市民は、自らがまちづくりの担い手であることを認識し、まちづくりに関わるよう努めるものとします。</p> <p>2 市民は、自らが持つ知識、技能等を積極的に生かしてまちづくりに取り組むよう努めるものとします。</p> <p>3 まちづくり活動団体は、市民の参加意思を尊重し、互いのつながりを生かしてまちづくりに取り組むよう努めるものとします。</p> <p>4 第2条第2号イに規定する市民は、地域社会の一員として、企業活動を通じて地域活性化に寄与するよう努めるものとします。</p>	<p>趣 旨 第4条では、協働によるまちづくりを進めていく上での市民の心がけや役割について規定しています。</p> <p>説 明</p> <p>1 市民は、自らがまちづくりの担い手であることを自覚し、自分の周りのことに関心や興味を持ちます。そして、自分は何ができるかを考え、自らの責任において積極的にまちづくりにかかわるよう努めることとしています。 なお、まちづくりにかかわらないことで不利益な扱いを受けるものではありません。</p> <p>2 市民は、生涯学習・社会教育や地域活動、仕事など暮らしの中で得た知識、技能などを持っています。これらを積極的に活用してみんなでまちづくりをしたいと考え、知識、技能などを生かすよう努めることとしています。 ※ 生涯学習…… 個人自らが主体的に、生涯にわたって行う学習活動 社会教育…… 学校の教育課程として行われる教育を除いた組織的な教育活動</p> <p>3 まちづくり活動団体は、より多くの市民にまちづくりにかかわってもらえるよう、参加しやすい環境をつくりまします。人と人、団体同士のつながりを深め、互いに助け合いながら、実情に応じたまちづくりに取り組むよう努めることとしています。</p> <p>4 事業者も、まちづくりにおける市民の一員です。まちづくり活動への参加や、従業員がまちづくり活動へ参加しやすい環境づくり、まちづくり活動に対する人的・物的な支援のみでなく、地域経済の活性化や雇用の創出などもまちづくりに貢献しているととらえ、企業活動を通じた地域活性化への寄与に努めることとしています。</p>	<p>【考えられる社会状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人口減少 ・ 少子・超高齢化 ・ 定年延長 <p>➡ まちづくり活動を行う上で、「活動の担い手が不足」「後継者が育たない又はいない」「新しい会員が増えない」や、「活動についての意識が薄い」などの課題がある。（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 働き方改革 ・ ライフスタイルの変化 <p>➡ ワーク・ライフ・バランスの実現により私生活が充実することで、まちづくり活動への興味や関心にもつながる。</p>	<p>第1項 ➡ 見直す必要はあるか。</p> <p>第3項 ➡ 見直す必要はあるか。</p>

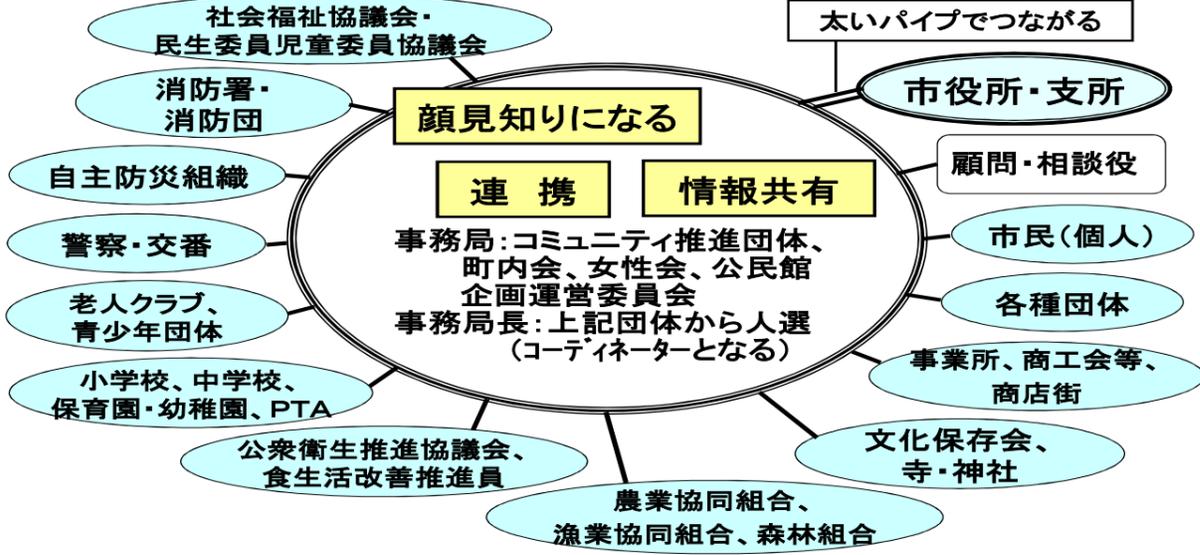
廿日市市協働によるまちづくり基本条例検証シート（市の施策、個人に関する事項への対応、現在の社会状況への対応）

区分	条 文	解 説	検証・調査結果	検証箇所
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第2章（協働によるまちづくりの基本原則等）</p>	<p>（市の責務）</p> <p>1 市は、協働によるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施します。</p> <p>2 市は、まちづくりの課題、市民の要望等に適切に対応することができるよう、機能的かつ効果的な組織運営を行います。</p> <p>3 市は、市民及びまちづくり活動団体がまちづくりに積極的に取り組むことができるよう、施設の整備、情報の共有、交流の機会の提供その他の環境の整備を行います。</p> <p>4 市の職員は、市民全体の奉仕者であるとともに、市民の一員であることを自覚し、まちづくりに積極的に取り組みます。</p>	<p>趣 旨</p> <p>第5条では、協働によるまちづくりを進めていく上での市の責務や市の職員の心がけなどについて規定しています。</p> <p>説 明</p> <p>1 暮らしやすい豊かな地域社会をつくる上で、市は大きな役割を担っています。そのため、市はすべての部署において協働の理念のもとに、総合的かつ計画的に施策を実施していきます。なお、協働によるまちづくりを進めていくための計画を策定することを、第6条に示しています。</p> <p>2 市民の信頼を得ながらまちづくりを進めていくためには、日ごろから内部の連携を密にし、まちづくりに関するさまざまな課題、要望などに適切に対応する必要があります。そのため、市は、機能的かつ効果的な組織運営を行います。</p> <p>3 市民及びまちづくり活動団体がまちづくりを進めていく上では、活動の場が必要になります。市は、まちづくりの活動の場となる施設や情報を多く保有しており、まちづくりに積極的に取り組むことや、新たにまちづくりに取り組めるようなきっかけをつくるため、環境を整備します。</p> <p>4 市の職員は、「市民全体の奉仕者である」という認識のもと、職務遂行能力や資質の向上に努め、市民との信頼関係を築きながらまちづくりに取り組みます。また、市民と市をつなぐ役割も担っており、自らも市民の一員であることを認識し、職務以外でもまちづくり活動に積極的に参加していきます。</p>	<p>【市の施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➡ 推進計画に基づき、各課において前年度の協働の取組のプロセス評価及び今年度の取組の実施計画を行っている。 ➡ 協働の理解促進と意識啓発に資するため、協働によるまちづくり職員研修を開催している。 ➡ 地域コミュニティ活動に実際に参加し、市民とともに活動することにより、地域コミュニティに関する基礎的な知識の習得や廿日市市に対する愛着の醸成を図るため、入庁3年目の職員を対象とした地域コミュニティ活動体験研修を開催している。 	<p>第5条</p> <ul style="list-style-type: none"> ➡ 特に見直す必要はない。
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第3章（協働によるまちづくり推進計画）</p>	<p>（協働によるまちづくり推進計画）</p> <p>1 市長は、協働によるまちづくりを推進するための計画（以下「推進計画」といいます。）を策定します。</p> <p>2 市長は、推進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、市民の意見を聴きます。</p> <p>3 市長は、推進計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表します。</p>	<p>趣 旨</p> <p>第6条では、協働によるまちづくりを確実に進めていくための計画の策定について規定しています。</p> <p>説 明</p> <p>第5条（市の責務）第1項に掲げる「総合的かつ計画的な施策の実施」に向けて、協働によるまちづくりを推進するための計画を策定することについて定めています。</p> <p>この計画は、協働によるまちづくりを着実に実行するために、第17条で定める協働によるまちづくり審議会だけでなく、ともにまちづくりを行う市民の意見を聴いた上で、策定、変更すること、またそれを速やかに公表することとしています。</p> <p>なお、条例の実効性を確保するために、協働によるまちづくり審議会の設置、条例の実施状況の検証・見直しを、第5章（第17条から第20条まで）に示しています。</p>	<p>【市の施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➡ 廿日市市第6次総合計画後期基本計画には、推進計画と連携しながら、的確な行政経営を進めていく、とある。推進計画は市民の意見を聴いて策定し、公表している。

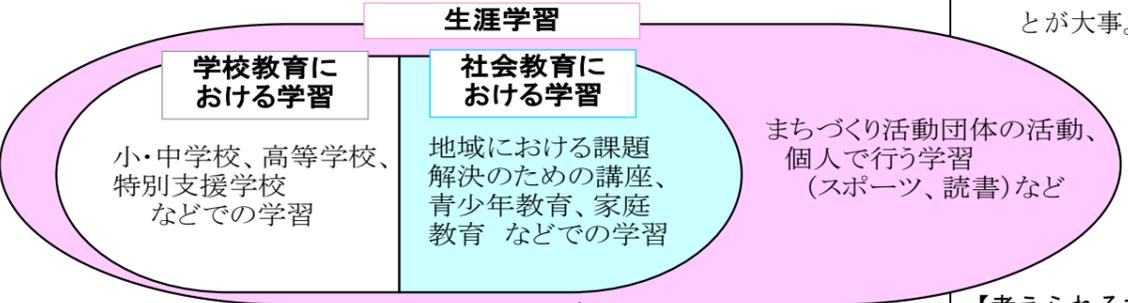
廿日市市協働によるまちづくり基本条例検証シート（市の施策、個人に関する事項への対応、現在の社会状況への対応）

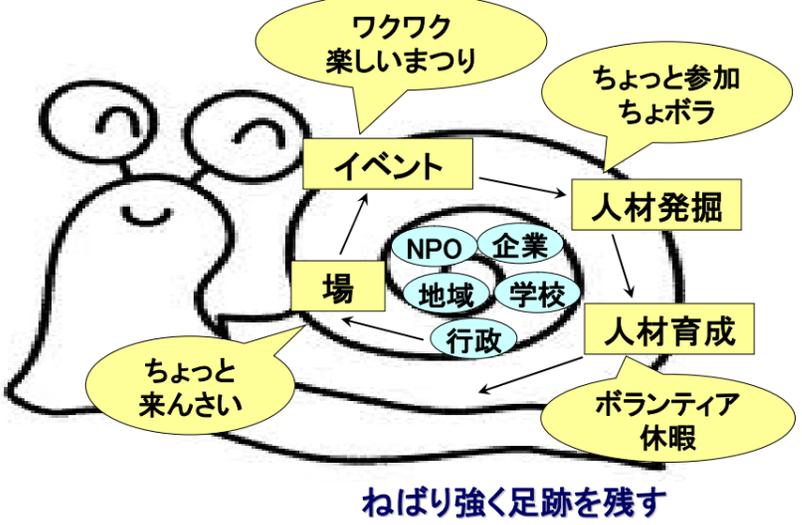
区分	条 文	解 説	検証・調査結果	検証箇所
第4章（協働によるまちづくりを推進する仕組み） 第1節（特性を生かしたまちづくり） 第7条	（地区、地域及び市域におけるまちづくり） 1 地区、地域及び市域におけるまちづくりは、市民及びまちづくり活動団体が交流し、市と連携を図りながら、それぞれの特性を生かして進められるものとしします。	趣 旨 おおむね小学校区（大野地域では、区）の区域である「地区」や平成の合併前の市町村の区域である「地域」には、これまで培ってきたまちづくりの方法、歴史・風土などの地域性があります。市民やまちづくり活動団体は、さまざまな知識、技能などそれぞれに得意なことを持っています。こうした特性を生かしながら、まちづくりを進めていきたいと考えています。 市民、まちづくり活動団体、市が連携を図りながら、地区、地域のまちづくりに取り組み、それらをつなげていくことが大切です。 このため、第7条では、地区・地域・市域（廿日市市全域）のまちづくりの進め方と拠点について規定しています。	【考えられる社会状況】 ・ 人口減少 ・ 少子・超高齢化 ・ 定年延長 ➡ まちづくり活動を行う上で、「活動の担い手が不足」「後継者が育たない又はいない」「新しい会員が増えない」や、「活動に関する意識が薄い」などの課題がある。（再掲）	第1項 ➡ 見直す必要はあるか。
		説 明 1 まちづくりは、地区・地域・市域と広がるそれぞれの区域で、取り組みに適した内容があると考えています。「地区」においては、人間関係づくりや身近な生活環境の充実など、「地域」においては、地区だけでは解決困難な課題への対応や、自然資源、歴史文化資源などを活用した活性化など、「市域」においては、地域だけでは解決困難な課題への対応や、事業者などのまちづくり活動への参加促進などに取り組むことが、考えられます。 それぞれの区域のまちづくりを持続・発展させるため、市民やまちづくり活動団体は交流を深め、得意なことを生かしながら助け合いの関係を築いていきます。そして、市民と市は連携し、それぞれの区域の地域性を尊重し、実情に応じたまちづくりを進めていきます。		

区分	条 文	解 説	検証・調査結果	検証箇所
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第4章（協働によるまちづくりを推進する仕組み）</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第1節（特性を生かしたまちづくり）</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第7条</p>	<p>2 地区、地域及び市域におけるまちづくりの拠点は、市民センター、支所（廿日市地域においては、本庁）、市民活動センター等とします。</p>	<p>2 地区・地域・市域のまちづくりは、市民センター、地区集会所（大野地域）、支所、市民活動センター、総合健康福祉センター、市役所などを拠点として進めていきます。</p> <p>市民センターは、市民が気軽に集える身近な施設であり、市民・まちづくり活動団体同士の連携促進や地域課題の解決に役立つ講座の開催（社会教育）などの取り組みを通じて、地区のまちづくりを進めます。</p> <p>支所は、その地域の良い点や課題などがよく分かるところであり、さまざまな地域資源を生かして、地域のまちづくりを進めます。</p> <p>市民活動センターは、市民、まちづくり活動団体、市の連携や交流を促進します。また、市民活動に関する相談、人材の育成、情報の提供などの取り組みを通じて、市域のまちづくりを進めます。</p> <p>市民センター、支所、市民活動センター、市役所などは、相互に連携しながら、まちづくりを進めていきます。</p> <p>〔特性を生かしたまちづくり イメージ図〕</p> <div data-bbox="1187 798 2315 1638" data-label="Diagram"> </div>		

区分	条 文	解 説	検証・調査結果	検証箇所
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第4章（協働によるまちづくりを推進する仕組み）</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第1節（特性を生かしたまちづくり）</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第8条</p>	<p>（円卓会議）</p> <p>1 円卓会議は、市民、まちづくり活動団体及び市が、まちづくりに関する情報の共有、課題の解決等を図るため、対等な立場で話し合う場とします。</p> <p>2 市民、まちづくり活動団体及び市は、連携を図りながら、区域の特性を生かしたまちづくりを行うために、必要に応じて円卓会議を開催するものとします。</p>	<p>趣 旨</p> <p>第8条では、特性を大切にしながら、まちづくりを進めていくための話し合いの場「円卓会議」について規定しています。</p> <p>説 明</p> <p>1 円卓会議は、市民、まちづくり活動団体、市などが対等な立場で参加し、お互いの意見を尊重しながら信頼関係を築いていく場です。情報の共有や、課題の解決策・役割分担などの話し合いを行います。</p> <p>円卓会議の運営方法は、まちづくり活動団体同士や個人も参加するものなど、さまざまなものが考えられます。実情や目的を踏まえ、それぞれでルールを決めて最適な形で開催していくことが大切です。</p> <p>2 特性を大切にしながら、協働でまちづくりを進めるため、市民、まちづくり活動団体、市は、必要に応じて円卓会議を開催します。</p> <p>円卓会議は、地区のまちづくりに関するものは地区単位で、地区を越えて話し合う必要があるときは地域単位で、地区・地域を越えて話し合う必要があるときは市域単位で開催します。開催に当たっては、市民センター、支所、市民活動センター、市役所は、地区・地域のニーズに応じて企画、参加の呼びかけ、運営支援を行います。また、そこでの意見や要望などを、担当部署につなぎ、必要な支援を行うとともに、施策・事業に生かしていきます。</p> <p>これらの円卓会議を活発に開催することにより、一つの家族のようなつながりをつくっていきたいと考えています。</p> <p>条例検討時のワークショップにおいて、まちづくりクラブの設置が提案されています。多くの団体や、団体に所属しない個人も参加できるこうした場は、円卓会議の一つの形として、実現が望まれます。</p> <p style="text-align: center;">〔まちづくりクラブ イメージ図〕</p> <p style="text-align: center;">市民センターにまちづくりクラブをつくろう</p> 	<p>【考えられる個人の事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 価値観の多様化 <ul style="list-style-type: none"> ➡ まちづくりを進めていくためには、価値観の違う多様な主体が、協力・理解し合いにつながる必要がある。（再掲） <p>【考えられる社会状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人口減少 少子・超高齢化 定年延長 <ul style="list-style-type: none"> ➡ まちづくり活動を行う上で、「活動の担い手が不足」「後継者が育たない又はいない」「新しい会員が増えない」や、「活動に関しての意識が薄い」などの課題がある。（再掲） 新型コロナウイルス感染症 <ul style="list-style-type: none"> ➡ コロナ禍による対面での会議の中止に代わって、オンラインによる会議が普及した。 	<p>第1項</p> <p>➡ 円卓会議に市外の個人が参加できるようにする必要はあるか。</p> <p>＜委員さんからの意見＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 市外の個人が参加できるようにする必要、というより参加も可とする方が良いと思う。 <p>第2項</p> <p>➡ 見直す必要はあるか。</p>

区分	条 文	解 説	検証・調査結果	検証箇所
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第4章（協働によるまちづくりを推進する仕組み）</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第2節（情報発信による信頼関係づくり）</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第9条</p>	<p>（情報の発信及び共有）</p> <p>1 市民、まちづくり活動団体及び市は、互いの活動を理解し、協働によるまちづくりを推進するため、自らが行う活動に関する情報を発信し、共有するよう努めるものとします。</p> <p>2 まちづくりに関する情報は、情報を受ける者に配慮し、適切な時期及び方法により発信し、共有されるものとします。</p>	<p>趣 旨</p> <p>まちづくりをうまく進め、安心して暮らせる安全なまちを実現するためには、そこに暮らす人たちが互いに知り合い、助け合える笑顔のつながりを築くことが大切です。</p> <p>こうした信頼関係づくりには、情報の共有は欠かせません。情報の受け手が受け取りやすい方法と理解しやすい表現で伝えること、また、鮮度の新しいうちに発信し、共有することなど、第9条では、情報の発信と共有に努めていくことを規定しています。</p> <p>説 明</p> <p>1 情報の発信と共有は、まちづくりを進めていく上で非常に大切です。</p> <p>市民、まちづくり活動団体及び市が、お互いに情報を発信・共有し、理解することは、信頼関係づくりにつながると考えています。</p> <p><例></p> <p>①市民センターに話し合いの場（円卓会議など）を設置する。</p> <p>②地区の情報を市民センターが集め、地域内の市民センターと支所がつながる。</p> <p>③市民センター、支所、本庁が地域情報を共有する。</p> <p>2 情報を共有するためには、相手方に受け取ってもらうことが大切です。まちづくり活動団体及び市は、いろいろな立場の受信者がいることを念頭に置き、常にその立場に立って、情報を作成・発信していくよう努めます。</p> <p>また、市民がまちづくりに関する情報に関心を持つこと、自ら情報を受け取ることが大切と考えています。</p> <p><例></p> <p>①テレビ・ラジオ・新聞・広報紙・インターネットなど、それぞれの人に届きやすいよう発信の方法を工夫する。</p> <p>②イラストや図表を説明に入れる、漫画にするなど、それぞれの人に理解されやすいよう表現の方法を工夫する。</p>	<p>【考えられる社会状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報化（ICT、DXの推進） SDGs <ul style="list-style-type: none"> インターネットやSNS等の普及により、情報発信ツールが多様化しているが、広く情報を発信するためには、受信者に寄り添ったツールの選択が求められる。 「住み続けられるまちづくりを」の実現のためには、わかりやすい内容でより多くの人に届くような発信の工夫が必要。 <p><委員さんからの意見></p> <ul style="list-style-type: none"> 条例の変更は必要ないと思うが、利用状況を確認し発信方法を再検討する、他地域の発信方法を学び市にふさわしい方法を取り入れる、など色々と試してみてもどうか。 	<p>第9条</p> <p>➡ 見直す必要はあるか。</p>

区分	条 文	解 説	検証・調査結果	検証箇所
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第4章（協働によるまちづくりを推進する仕組み）</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第3節（人づくり）</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第10条</p>	<p>（まちづくりに関わる人材の育成）</p> <p>1 市民は、市民相互に行う生涯学習又は社会教育を通して、まちづくりに関わる人材を育成するよう努めるものとします。</p>	<p>趣 旨</p> <p>自分たちの暮らしているまちに関心を持つ人やまちづくりのための活動に参加する人は、まちづくりを進めていく上での財産です。今、地域社会ではこうした人材が少なくなっているといわれます。これからも魅力ある元気な廿日市市を築いていくために、まちづくりにかかわる「人」が求められています。このため、第10条では、まちづくりにかかわる人材の育成について規定しています。</p> <p>説 明</p> <p>1 「生涯学習」は個人自らが主体的に、生涯にわたって行う学習活動をいいます。また、「社会教育」は、学校の教育課程として行われる教育を除いた組織的な教育活動をいいます。</p> <p>生涯学習も社会教育も、市民に身近で、誰もがかかわることのできる活動です。こうした活動を通じて、まちづくりへの関心や理解を深め合うことが、市民主体のまちづくりの第一歩です。そして、その成果は、人材の育成につながり、まちづくり活動をより深めるものであると考えています。</p> <p style="text-align: center;">〔まちづくりにおける生涯学習と社会教育の関係〕</p>  <p style="text-align: center;">生涯学習</p> <p style="text-align: center;">学校教育における学習 小・中学校、高等学校、特別支援学校などでの学習</p> <p style="text-align: center;">社会教育における学習 地域における課題解決のための講座、青少年教育、家庭教育などでの学習</p> <p style="text-align: center;">まちづくり活動団体の活動、個人で行う学習（スポーツ、読書）など</p>	<p>【市の施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習推進の基本方針 （仮称）廿日市市市民センター基本方針 <p>➡ 現在、両方針ともに令和7年度の策定に向けた動きがあり、その内容や方向性等を見極める必要がある。</p> <p>【考えられる個人の事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 価値観の多様化 <p>➡ まちづくりを進めていくためには、価値観の違う個々が、協力・理解し合いつながることが大事。（再掲）</p> <p>【考えられる社会状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人口減少 少子・超高齢化 定年延長 <p>➡ まちづくり活動を行う上で、「活動の担い手が不足」「後継者が育たない又はいない」「新しい会員が増えない」や、「活動に関しての意識が薄い」などの課題がある。（再掲）</p> <p><委員さんからの意見></p> <ul style="list-style-type: none"> 市民自らも市の担い手であるという自覚を促すため、「市のまちづくりに関わることで何ができますか」「まちづくりにはどんなことがありますか」などと聞いてみたらどうか。 	<p>第1項</p> <p>➡ 見直す必要はあるか。</p>

区分	条 文	解 説	検証・調査結果	検証箇所
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第4章（協働によるまちづくりを推進する仕組み）</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第3節（人づくり）</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第10条</p>	<p>2 市は、市民による人材の育成に対し、必要な支援を行います。</p>	<p>2 市民は、日ごろからまちづくりについて学び合い、誰もがまちづくりにかかわりを持っているといえます。このような中で、市は、人材を育成しようとする取り組みに対し、必要な支援を行います。</p> <p>条例検討時のワークショップにおいて、人づくりのための「廿日市でんでん虫計画」が提案されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 人材発掘は「ちょっと参加」「ちょボラ」「ときどき参加」「ちょっと来んさい」というところから始まる。 ● 地域、行政、学校、NPO、企業などが連携して、場づくり → イベント開催 → 人材発掘 → 人材育成 → 場づくり → …… と繰り返し取り組むことが大切。 ● 人づくりは、すぐにできることではないので、かたつむりの歩みのように、ねばり強く足跡を残しながら、取り組まなくてははいけない。ということ、この図に表現しています。 <p style="text-align: center;">人づくりのための「廿日市でんでん虫計画」</p> 	<p><委員さんからの意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「ちょっと参加」などの仕掛けづくりには賛同する。ただし、何でもかんでも無償のボランティアではなく、快く動いてもらうための予算措置も課題としてあげたい。 	

廿日市市協働によるまちづくり基本条例検証シート（市の施策、個人に関する事項への対応、現在の社会状況への対応）

区分	条文	解説	検証・調査結果	検証箇所
第4章（協働によるまちづくりを推進する仕組み）	第11条	趣旨 「はつかいちが好き！」という気持ちはまちづくりの原動力であり、こうした気持ちを子どもの頃からはぐくむことは、次の時代のまちづくりにつながります。 第11条では、第10条に定める人材の育成のうち、子ども、若者などに対するものについて規定しています。	【考えられる社会状況】 ・ 人口減少 ・ 少子・超高齢化 ・ 核家族化 ➡ まちづくり活動を行う上で、「活動の担い手が不足」「後継者が育たない又はいない」「新しい会員が増えない」などの課題がある。	第1項 ➡ 見直す必要はあるか。
		説明 1 次代のまちづくりの担い手を育成する観点から、人材の育成は子ども、若者などに対しても行うよう特に配慮することを定めています。 なお、「子ども」は小学生までを、「若者」は中学生から30歳未満までをとらえています。また、子どもや若者のほか、おおむね30歳代から50歳代までのいわゆる中堅世代も、これからまちづくりを担う人材としてこの規定の対象に考えています。 2 子どもは社会の一員であり、次代のまちづくりの担い手です。このため、子どもを守り育てることは、家庭だけではなく学校や地域住民などが一体となり、社会全体で取り組まなくてはならないと考えています。		
	第12条	趣旨 第12条では、まちづくりリーダーの育成について規定しています。	【考えられる社会状況】 ・ 人口減少 ・ 少子・超高齢化 ・ 定年延長 ➡ まちづくり活動を行う上で、「活動の担い手が不足」「後継者が育たない又はいない」「新しい会員が増えない」や、「活動に関する意識が薄い」などの課題がある。（再掲）	第12条 ➡ 市民自らが、まちづくりリーダーへと育てていくよう加える必要があるか。 <委員さんからの意見> ・ リーダー育成とともに、市民自らが主体的に関わるのが大事だと思う。
		説明 まちづくりを進めていくためには、活動に率先して取り組み、人と人をつなぎ、まとめることのできるリーダー的な役割を担う人が欠かせないと考えています。 市民は、日ごろのまちづくり活動の中で、互いに主体性、調整力などを養い合い、まちづくりの推進役を担う人材を育成していくことが大切だと考えています。		
第13条	（人材を見いだす活動） 市民は、まちづくりに関わる人材を見いだすよう努めるものとします。	趣旨 第13条では、まちづくりにかかわる人材を見いだす活動について規定しています。	【考えられる社会状況】 ・ 人口減少 ・ 少子・超高齢化 ・ 核家族化 ➡ まちづくり活動を行う上で、「活動に関する意識が薄い」などの課題がある。	第13条 ➡ 見直す必要はあるか。
		説明 まちづくりにかかわる人材を育成するためには、その前にまちづくりにかかわってもらえる人を見いだすこと、いわゆる人材の発掘を行う必要があります。まず、祭りやイベントなど気軽に参加することができる機会をつくること、人材の発掘へとつながります。その中から、まちづくりの担い手が育つと考えています。		
第14条	（市の職員の育成） 市は、協働によるまちづくりの担い手としてふさわしい職員を育成します。	趣旨 第14条では、市の職員の育成について規定しています。	【市の施策】 ➡ 協働の理解促進と意識啓発に資するため、協働によるまちづくり職員研修を開催している。（再掲） ➡ 地域コミュニティに関する基礎的な知識の習得や市に対する愛着の醸成を図るため、入庁3年目職員を対象とした地域コミュニティ活動体験研修を開催している。（再掲）	第14条 ➡ 見直す必要はあるか。

廿日市市協働によるまちづくり基本条例検証シート（市の施策、個人に関する事項への対応、現在の社会状況への対応）

区分		条 文	解 説	検証・調査結果	検証箇所
第4章（協働によるまちづくりを推進する仕組み）	第4節（評価及び支援）	第15条 （活動の評価） 市民及びまちづくり活動団体は、その行う活動を顧みることにより、次の活動に生かすよう努めるものとします。	趣 旨 まちづくり活動は、さまざまな場所でさまざまな人や団体が行っています。活動に対する適正な評価や支援があれば、活動者の意欲が高まり、活動を継続しやすくなると考えています。 第15条では、まちづくりに取り組む上での活動の評価の大切さについて規定しています。	【考えられる個人の事項】 ・ 価値観の多様化 ➡ まちづくり活動を行っている価値観の違う多様な主体による評価で、今後の活動に生かせることも考えられる。	第15条 ➡ 特に見直す必要はない。
			説 明 自分が無理のない範囲で、満足感や達成感を大切に行う活動も、まちづくりを支えています。しかし、活動を繰り返す中で、惰性化したり、本来の目的から離れたりすることも起こりがちです。 活動を続けたり、次のステップに進むためには、自分の活動についてどうであったかを振り返ってみることが、効果的だと考えています。		
第4章（協働によるまちづくりを推進する仕組み）	第4節（評価及び支援）	第16条 （市による評価及び支援） 1 市は、市民の行うまちづくりについて、その活動を評価し、必要な支援を行います。 2 市長は、まちづくりに対する評価の基準を決めようとするときは、あらかじめ、第17条に定める協働によるまちづくり審議会の意見を聴きます。	趣 旨 第16条では、市民のまちづくり活動に対する公共性・公益性の面からの市による評価と支援について規定しています。	【市の施策】 ➡ 推進計画に基づき、各課において協働の取組のプロセス評価を行うとともに、技術的、金銭的支援などを行っている。	第16条 ➡ 特に見直す必要はない。
			説 明 1 協働という言葉のもとに、市役所の仕事を下請け的に市民におしつけているという声を耳にします。市民が取り組む活動が、社会公共の利益を生むまちづくりの活動である場合、その活動に対して、市が技術的、金銭的などさまざまな形で、相応の支援を行うことは重要と考えています。 評価・支援の一例として、認定制度も考えられます。認定という形で公的機関からの後ろ盾があれば、その団体の活動の信用性は高まり、活動領域が広がります。また、認定されることにより、活動者自身に責任感が生まれ、自らの取り組み方にも広がりが生まれると考えます。 2 活動に対する評価の方法や基準を決める際、これまでのように行政のみで決めるのではなく、今後は活動者も含め市民とともに考えて決めることが大切と考えています。		
第5章（実効性の確保）	第17条 （協働によるまちづくり審議会） 1 この条例に定める協働によるまちづくりを実効性のあるものとし、かつ、まちづくりの実情に的確に対応させるため、協働によるまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を設置します。 2 審議会は、市長からの諮問に応じて、次に掲げる事項について調査し、審議します。 (1) 第6条に規定する推進計画に関すること。 (2) 協働によるまちづくりの実施状況に係る総合的評価に関すること。 (3) 協働によるまちづくりに係る施策の改善に関すること。 (4) 第16条第2項に規定するまちづくりに対する評価の基準に関すること。 (5) この条例の改廃に関すること。 3 審議会は、市長からの諮問に応じて答申するほか、協働によるまちづくりの実施について、市長に意見を述べることができます。 4 審議会の会議は、公開とします。ただし、審議会の議決があったときは、非公開とすることができます。	趣 旨 条例の施行後、この条例が実際に機能しているか、廿日市市のまちづくりの状況に合わないものになっていないかなどを確認し、必要に応じて見直しを行うことが大切です。 第17条では、協働によるまちづくりの進捗状況を検証するための機関の設置とその機関が所掌する事務について規定しています。	【市の施策】 ➡ 審議会に推進計画の進捗状況を報告している。	第17条 ➡ 特に見直す必要はない。	
説 明 条例の施行後、協働によるまちづくりを確実に推進していくためには、計画・実行・評価・改善が欠かせません。そのため、市長の附属機関として協働によるまちづくり審議会を設置することとしました。協働によるまちづくり推進計画（第6条）の進捗状況を評価し、施策の改善が必要であれば提案する、まちづくりの評価基準を判断する（第16条第2項）など、市民の目線で条例の目的を実現していくことが大切と考えています。					

廿日市市協働によるまちづくり基本条例検証シート（市の施策、個人に関する事項への対応、現在の社会状況への対応）

区分	条 文	解 説		検証・調査結果	検証箇所
第5章（実効性の確保）	（組織） 1 審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織します。 (1) 第2条第2号ア及びイに規定する市民（個人に限る。）であって公募に応じた者 (2) まちづくり活動団体から推薦を受けた者 (3) その他市長が適当と認める者 2 委員の任期は、3年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。 3 委員は、連続して3期を超えない範囲で再任されることがあります。	趣旨	第18条では、協働によるまちづくり審議会の委員構成、委員の任期などについて規定しています。	【市の施策】 ⇒ 推進計画の進捗状況を幅広い市民で構成する審議会で確認している。	第18条 ⇒ 特に見直す必要はない。
	説明	審議会は、公募委員、各地域でまちづくり活動に取り組んでいる人、市長が適当と認める人で構成し、活発に議論しやすい会議の規模を考え15人以内の組織としました。市長が適当と認める者については、例えば学識経験者や大学生などを想定しています。 この条例では、廿日市市のまちづくりに多くの人とともに取り組んでいきたいと考え、市民を広くとらえています（第2条第2号）。しかし、市長の附属機関として設置するこの審議会については、廿日市市の住民として権利・義務を持つ者を基本とすべきと考え、公募委員の要件を限定しています。 また、公募委員は全体の半数以上であること、まちづくり活動団体から推薦を受けた委員は五つの地域から一人ずつ選出すること、委員の年齢は18歳以上であることが望ましいと考えています。 まちづくりの変遷はある程度の期間をもって見守る必要があるため、委員の任期は3年とし、再任できることにしていますが、世代交代という点から見ると一人の委員が10年近く在籍することや75歳を超えての再任などは望ましくないと考えています。 なお、審議会の会議運営など詳細については、第21条（委任）の規定に基づき規則や要綱などで別に定めます。			
	第18条				
第19条	（実施状況の検証） 市は、毎年この条例の実施状況を検証し、その結果を公表します。	趣旨	第19条、第20条では、この条例の実施状況の検証と見直しについて、その期間と方法を規定しています。	【市の施策】 ⇒ 条例の実施状況を検証するために、推進計画の期間中の5年間は毎年、推進状況を確認する。	第19条 ⇒ 特に見直す必要はない。 第20条 ⇒ 見直す期間の年数を見直す必要はあるか。
	説明	この条例は、市民や市の協働によるまちづくりの状況、社会経済情勢の変化により見直しを行う「育てる条例」です。 見直しは、市民が発し、市長が判断して議会へ提案するという、2段階の判断の段階を取り入れ、市長と市議会議員の任期を勘案して、任期中1回以上はその判断を行うこととなるよう、4年を超えない期間ごとと具体的な期間を明示しています。			
第20条	（条例の見直し） 市長は、4年を超えない期間ごとに、審議会の意見を踏まえてこの条例の改正を検討し、必要があると認めるときは、この条例を見直します。	明			<委員さんからの意見> ・ 見直す期間の年数が今まで支障あれば、見直す必要があると思う。
第6章（雑則）	（委任） この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定めます。	説明	第21条は、この条例に定めるもの以外で条例の施行に関して必要な事項は、規則や要綱などで別に定めることとしています。	（※該当なし）	第21条 ⇒ 特に見直す必要はない。

第3章

「誰一人取り残さない」 デジタル化の実現に向けて

コロナ以前から少子高齢化等の深刻な社会課題を抱える我が国において、生産性を向上させ、経済再生を図るにはデジタルを最大限に活用することが必要不可欠と言われてきた。コロナ禍によって社会課題の影響が深刻になる中、社会全体のデジタル化に向けた取組はますます重要となっている。

本章では、我が国が抱える社会課題を整理し、コロナ後に求められる社会像について展望する。コロナ禍を契機として急速に進展するデジタル化は、社会構造にどのような変化をもたらしつつあるか考察する。

そして、コロナ後の我が国において、デジタル化による社会課題の克服と経済再生に向けて必要となる取組について整理する。

1 コロナ後に求められる社会像

コロナ後に求められる社会像について、コロナ禍にある現在、我が国及び世界が直面する乗り越えるべき課題とともに、有識者に行ったヒアリングの結果を基に整理する。

1 我が国及び世界が乗り越えるべき社会課題

ア 新型コロナウイルス感染症への対応

目下、世界規模での最大の社会課題であり、感染症が収束するまでの間は、感染リスクを抑えながら国民生活や経済活動への影響を最小限に食い止めるか、そのために、デジタル技術を活用しながら、非接触・非対面での行動様式や社会全体としての行動変容の在り方などを確立させていくかが重要な課題となっている。

イ 我が国を含む世界的な課題

(ア) 持続可能な社会の構築

2015年に国際連合は持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）を採択し、持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットを掲げた（図表3-1-1-1）。これまでの人間の活動から生じた様々な課題（貧困・飢餓、気候変動、差別、環境破壊等）を解決するために、将来的な持続可能性を考慮した開発の実施が世界的な課題となっている。

(イ) グリーン・カーボンニュートラル

(ア) とも重複するが、途上国も含めた経済発展により生じているCO2排出量の増大は地球温暖化の原因となり、地球規模での生態系の破壊等を招く一因になっていると言われてい

図表3-1-1-1 持続可能な開発目標（SDGs）



め、再生可能エネルギーの活用など、温室効果ガスを削減するための様々な取組に注目が集まっている。

(ウ) 災害の激甚化

世界規模での気候変動は、干ばつや水害等の自然災害の激甚化の一要因と考えられており、各国で甚大な人的・物的被害をもたらしている。これらの災害による被害を最小化するための取組（観測、資源管理、情報伝達等）が求められている。

(エ) 情報過多、情報独占への対応

デジタル化の進展により距離等の制約を受けることなく、デジタル化された情報が瞬時にオンライン上で流通・共有され、容易に複製される環境が整っている。情報伝達コストの低減により利便性が上昇する反面、偽情報と呼ばれるフェイクニュースなども瞬時に流通することで社会的混乱を招くほか、情報操作や世論誘導、プライバシーの侵害への懸念もより深刻となっている。情報の真偽を見極めるリテラシーの向上のほか、適切な情報を抽出するマッチングやキュレーションといったサービスが求められている。

(オ) 嗜好の多様化

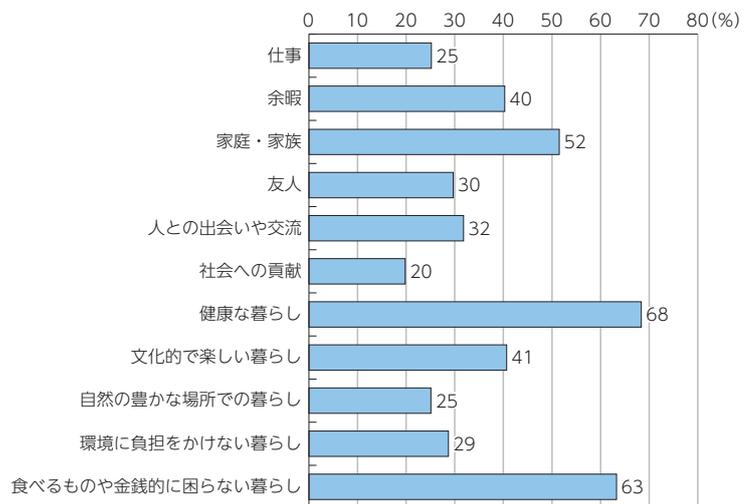
デジタル化の進展により、これまでは一定の規模がなければ成立しなかったミクロの取引の成立が可能となり、利用者の需要にきめ細かく応えることが可能な環境が整うこととなった^{*1}。このいわゆる「市場の細粒化」の進展に伴い、供給側もまた、利用者の嗜好の多様化への対応が必要となってくる。このことは、新たなビジネスチャンスをもたらす一方、行政分野などでは多様化する住民ニーズへの対応はコスト増にもつながり得ることから、最適なサービスのあり方を見直す必要も生じることが考えられる。

(カ) ウェルビーイング志向の高まり

新型コロナウイルスの流行によって、経済的な成功よりも生きがいや健康に楽しく生きることを優先させる「ウェルビーイング」への志向が個人に高まっていると言われる。その志向の高まりが日常生活や経済活動に変化をもたらし、ひいては社会構造の変革へとつながる可能性が考えられる。

なお、我が国の消費者に対して、今後の社会において重視する事項を尋ねたところ、「健康な暮らし」が「食べるものや金銭的に困らない暮らし」を僅かではあるが上回る結果となった（図表3-1-1-2）。

図表 3-1-1-2 今後の社会において重視する事項（複数回答）



（出典）総務省（2021）「ウィズコロナにおけるデジタル活用の実態と利用者意識の変化に関する調査研究」

*1 「市場の細粒化」について、詳しくは、令和元年版情報通信白書を参照のこと。

ウ 特に我が国で注視すべき課題

(ア) 人口減少・高齢化

先進国は軒並み同様の課題を抱えているが、我が国において少子高齢化はより深刻な課題である。少子高齢化は生産年齢人口の減少を通じて様々な業種における労働力不足を招くほか、市場の縮小にもつながる。また、人口構造の変化に伴い若年層の経済的負担増につながるなど社会保障制度の維持に影響を及ぼす。

(イ) 生産性向上

我が国の経済はバブル崩壊以降、長期の低迷期にある。少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や国際競争力の低下などが深刻な我が国において、企業の経営資源を最大限に活用し、投資に対して最大限の効果を生み出す生産性向上の取組は、我が国経済の再生を図る上で不可欠となっている。

(ウ) 都市と地方の問題

都市圏の人口割合は世界的に増加傾向にあるが、我が国においても、三大都市圏（東京圏、名古屋圏、大阪圏）を中心に、都市部へ人口が集中している^{*2}。このような都市部への人口集中は、都市における過密化等による感染症リスクや自然災害リスクの増加や交通混雑等を引き起こす一方で、地方における人口流出による地域経済・産業の担い手不足、コミュニティ維持の困難を引き起こす要因となる。

2

コロナ後に求められる社会像 ～持続可能で、レジリエント性を有し、多様な価値観を受容できる社会～

コロナ禍の我が国を取り巻く様々な社会・経済課題について整理したが、コロナ後の我が国において求められる、これらの社会・経済課題を乗り越えた先の社会像について示すこととしたい（図表3-1-1-3）。

ア 持続可能な社会

人口減少・少子高齢化は当分の間続くことが予想される中、我が国において社会・経済機能をいかに維持していくかは喫緊の課題である。また、環境問題の深刻化など、世界規模での持続可能性が課題となっている。そのような危機的状況を乗り越え、いかなる時も国民の生活や企業活動を支える持続可能な社会を形成していくことが求められている。

イ レジリエントな社会

今回の新型コロナウイルス感染症の流行は、我が国の社会・経済システムの脆弱性を露呈させた。また、我が国は世界有数の災害大国であり、将来的には大規模災害の発生が様々な地域で予想されているところである。今後、感染症や災害の発生といった非常時においても、国民生活や経済活動における混乱を防げるような最低限の社会・経済機能を維持できる、強靱性が確保された社会の形成が、都市と地方のいずれにも求められている。

ウ 多様な幸せが実現できる社会

我が国においても、経済成長を実現した後の社会では、一人ひとりの嗜好が多様化しているほ

^{*2} 我が国では、高度経済成長期以降、東京圏への転入超過、バブル崩壊後の一時期を除いて続いており、2019年は145,576人の転入超過となるなど、コロナ禍以前は、東京一極集中の構造が是正されない状況が続いていた。

か、コロナ禍の影響もあってか、経済的な成功よりも健康的な生活を志向する人が増えるなど、価値観の多様化が進んでいる。こうした一人ひとりのニーズに合ったサービスや正確な情報が提供されることで、画一的でない多様な幸せが実現されるような社会の形成が求められている。



(出典) 総務省 (2021) 「ウィズコロナにおけるデジタル活用の実態と利用者意識の変化に関する調査研究」

**第1回協働によるまちづくり審議会において
プロセス評価いただいた事業についての報告**

事業名	協働事例の発信
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・行政主体の視点からしかりサーチできていない ・行政内部での協働や情報収集も全部を把握できていない ・新旧の事例が混在で見にくい ・事例集がどのくらい活用されているかの把握ができていない ・協働の意識向上につながる有効な発信方法の検討が必要
審議会での意見	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートを作成し実施状況や使用状況を把握する ・電子掲示板の番号表示の隣で流すなど視覚的に訴えた方がいい ・コミュニティスクールなど新しい話題や廿日市らしいテーマを加えることも大切 ・ハンドブックの形にして、事例集に加え、活動団体の連絡先や市民活動方法など一步踏み込む仕掛けを加える
今年度の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の社会貢献活動と地域での困りごとのマッチングなど、市民、事業者、市の協働事例の聞取と職員研修での発表をしてもらうことができた ・新年度は、改めて協働の理念なども掲載し、新たな事例と活動団体の情報などを掲載したハンドブック作成に着手する

事業名	地域コミュニティ活動体験研修
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・入庁後3年目の職員を対象に、平日夜間や休日等での勤務外の自主研修として任意の参加としているが、参加者数は減少傾向 ・要因として、社会人枠採用など年齢層も広がり事情も様々で参加時間を確保することが難しいことなどが考えられる ・研修経験がどのように仕事や自分のくらしに生かされるかを知らせる、参加しやすい工夫が必要と考えている
審議会での意見	<ul style="list-style-type: none"> ・休日に参加した場合は有給を与えたり、昇格基準の1つにしたりする ・参加者に感謝を伝える雰囲気があるとやりがいになる ・支所や市民センターの職員と一緒に活動した方がすぐ地域に解け込めるのではないか ・既成概念にこだわるのではなく新しい考え方は必要 ・本当に必要なことなら仕事中にやるのがいい ・地域での活動となっているが、市民活動団体は数多くあるので、職員が好きな活動に参加するようにすれば参加しやすい
今年度の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度は、1チーム7人が、地区の役員の方々や市民センター職員の力を借りながら地域活動に参加した ・参加者からは、人と人のつながりの大切さ、役員の方の準備の企画力や調整力、実行力などを学び、事業が成功したときは嬉しかったという感想があった ・この研修の本来の狙いとワークライフバランスの重視といった社会状況の変化や、地域の活動だけでなく幅広い市民活動への参加検討など、来年度は研修方法の見直しを行いたい